

令和7年度愛媛県結婚・出産等に係る意識調査業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和7年度愛媛県結婚・出産等に係る意識調査業務を委託するに当たり、優れた遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、技術力、経験等を有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

1 事業概要

(1) 業務名

結婚・出産等に係る意識調査業務

(2) 目的

少子化・人口減少対策の視点から、県民（特に若年層、子育て世代）の結婚や出産、子育てに対する価値観や実態等を把握し、全国的な晩婚化・晩産化傾向に対する施策の基礎データとするため、県民の意識を幅広く把握する必要があることから、本事業を実施する。

(3) 業務内容

別添「令和7年度愛媛県結婚・出産等に係る意識調査 業務委託仕様書」のとおり

(4) 期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

(5) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

2 委託上限額

5,191千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加者の資格に関する要件

この企画提案に参加するためには、次の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5年度、令和6年度及び令和7年度における製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められ登録されている、もしくは、企画提案書提出期限までに登録が予定されていること。
- (2) 愛媛県内に支社以上の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案時において、国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員

及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」といい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)でないこと。

- (8) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (9) 県税、法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 法人格を有している者の複数の連合体(以下、「コンソーシアム」という。)で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(9)まで、構成員は(3)～(9)までの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合、単体で参加することはできない。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

● 公募開始	令和7年8月22日(金)
● 質問受付期限	令和7年9月2日(火) 17時15分
● 参加申請関係書類の提出期限	令和7年9月2日(火) 17時15分
● 企画提案書類の提出期限	令和7年9月11日(木) 17時15分
● 企画提案書審査	令和7年9月中旬
● 選定結果通知	令和7年9月下旬
● 契約締結・事業開始	令和7年9月下旬
● 事業完了	令和7年12月26日(金)

5 応募手続きに関する事項

(1) 実施要領等の配布

愛媛県ホームページ入札情報(物品・委託等)からダウンロードすること。

【愛媛県入札情報ホームページURL】

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/101661.html>

(2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次のとおり受け付ける。簡易なものについては電話連絡にて対応する。

① 提出期限

令和7年9月2日(火) 17時15分まで(必着)

② 提出方法

質問は、「質問書」(様式1)に簡潔に記載し、電子メールにより下記14まで提出することとし、電子メール送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

なお、電子メールの件名は、「結婚・出産等に係る意識調査業務に関する質問」とすること。

③ 回答

令和7年9月5日(金)までに、参加申込書の提出があった全ての者に、参加申込書に記載されたアドレス宛てに電子メールで回答するが、企画提案書の具体的記載内容や審査基準に関する質問のほか、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるものについては回答しない。

(3) 参加申請書類の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり(4)に定める書類を提出すること。

① 提出期限

令和7年9月2日(火) 17時15分まで(必着)

② 提出方法

持参又は郵送(書留)により下記14まで提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(4) 提出物

① 参加申請書(様式2)

※コンソーシアムは、様式2-1を添付すること。

② 法人・団体の概要(様式任意(既存のパンフレット等、団体の概要がわかる資料があれば添付すること。))

※コンソーシアムは、構成員ごとに作成すること。

③ 参加申請誓約書(様式3)

※コンソーシアムは、構成員ごとに作成するとともに、様式3-1を添付すること。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、企画提案書の提出前に参加を辞退する場合は、令和7年9月11日(木) 17時15分までに辞退届(様式任意)を提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書は、1者1提案のみとする。

(2) 委託上限額を超えたものは、審査の対象とはならない。

(3) 参加申請書の提出後、仕様書及び以下の①～⑤に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

① 提出期限

令和7年9月11日(木) 17時15分まで(必着)

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 提出場所

下記14のとおり

③ 提出方法：持参又は郵送(書留に限る。)

※郵送の場合は、封筒に企画提案書在中の旨を朱書きして送付するとともに、到着確認のため電話連絡を行うこと。

④ 提出書類

ア 企画提案書(様式4) 1部

イ 企画提案の内容(様式任意) 正本1部、副本3部、電子データ(PDF形式)

A 本業務の実施方針、スケジュール等

(a) 企画提案の概要

(b) 実施方針

(c) 実施スケジュール

B 本業務にかかる実施体制等

(a) 実施体制

※各業務に係る処理体制、緊急時の連絡体制や責任体制、再委託の有無等、従事予定者全体に係る具体的な実施体制について記載すること。

(b) 具体的な実施内容

※予算の範囲内において業務の成果を高めるための工夫等があれば、自由に提案すること。

C 本業務の経費

経費内訳書（任意様式）

※経費内訳書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）こと。

なお、内訳には積算根拠（単位、数量、単価及び金額）を具体的に記入すること（様式任意）

ウ パートナーシップ構築宣言書の写し（※宣言をしている場合） 1部

エ ひめボス宣言事業所認証書の写し（※認証を受けている場合） 1部

- ⑤ 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合は、A4判に織り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

7 企画提案書の取扱い

- (1) 提出期限後において、提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
- (2) 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- (3) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (5) 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い（様式任意）を提出すること。
なお、提出期限後から受託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願いを提出するものとする。また、取り下げ願いの提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- (6) 発注者は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (7) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (8) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - ③ その他、企画提案に関する条件に違反した提案
- (9) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものでない。

8 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

- ① 受託候補者選定のための審査会を設置し、(2)の審査基準に基づき総合的に審査を行い、最も優秀な企画提案を行った一の者を受託候補者として選定する。
- ② 審査は、書面による審査とする。
- ③ 受託候補者の選定方法は、審査表に示した審査項目ごとに評価（採点）を行い、参加業者の順位付けを行い、審査員による1位評価の過半数方式（新增沢方式）により、受託候補者を決定する。
- ④ 企画提案書の提出期限までにパートナーシップ構築宣言を行い、公式ポータルサイトで宣言文を公表している者は加点措置を行う。

<パートナーシップ構築宣言公式ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/>

- ⑤ 企画提案書の提出期限までにひめボス宣言事業所認証制度としての認証を受けている者は加点措置を行う。
- ＜えひめひめボスポータルサイト＞
<https://himeboss.jp/>
- ⑥ 参加者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に受託候補者として選定する。6割に満たない場合又は参加者がいない場合には、再度公募を実施する。
- ⑦ 審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。

(2) 審査基準

審査項目	評価の観点
1. 提案内容	・事業の趣旨や目的を理解した提案となっているか。 ・提案者の知見、ノウハウや経験を生かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案となっているか。 ・調査事前準備の内容を理解し、調査を円滑かつ効果的に実施するための考え方や手段を示した分かりやすい提案内容となっているか。 ・調査分析についての考え方が明確に提示されているか。
2. 実施能力、体制	・本事業を実施するうえで業務を円滑に実施できる計画及び体制となっているか。 ・県と提案者の役割ごとに具体的で適切な業務実施スケジュールが提示されているか。 ・類似・関連業務の経験があり、本業務を確実に実施する実績を有しているか。
3. 経費見積	・事業の実施に必要な経費等が適切に見積もられ、事業の内容や効果等からみて適切な範囲であり、委託上限額の範囲内であるか。

(3) 注意事項

審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。

(4) 審査結果等

審査結果は、審査後速やかに参加者あてに通知するとともに、本プロポーザル参加者数、受託候補者の名称等をホームページに掲載する。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

9 契約

(1) 契約締結の協議

上記8により選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 協議内容

協議では、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、協議後の企画提案書は、契約時の仕様書の一部として取り扱う場合がある。

なお、受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約の締結

協議が整った場合に、受託候補者から徴した見積書の額が愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規

則第18号)第146条に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認し、業務契約を締結する。

(4) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準じることとする。

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う

10 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、参加申請書類提出期限までに電子メール（shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 公正な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者は、評価に係る審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触してはならない。
- (5) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 個人情報の取扱い

受託者(受託者の社員を含む。)が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、仕様書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

この取扱いは、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においても適用することとし、受託者の責任においてその者に順守させなければならない。

13 その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は、委託契

約締結時点では発注者に帰属するものとする。

- (5) 企画提案書に特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- (6) 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める権利については、発注者に帰属するものとし、本業務により受託者が得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。ただし、委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 受託者は、委託費の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

14 提出先、問い合わせ先

担 当：愛媛県企画振興部 政策企画局 少子化対策・男女参画課

住 所：〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電 話：089-912-2413

F A X：089-912-2249

電子メール：shoushikadanjo@pref. ehime. lg. jp

※受付については、8時30分から17時15分までとし、土曜日・日曜日・祝日を除く。